

# 海外募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はルック JTBなど本文第2項に掲げる各社の海外募集型企画旅行に適用させていただきます

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行

- (1) この旅行は、以下の各社のホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (株) JTB (東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 64 号)  
○ (株) JTB ガイアック (東京都豊島区東池袋 1-10-1 住友池袋駅前ビル 9 階観光庁長官登録旅行業第 712 号)  
○ (株) JTB グラントツアーサービス (東京都渋谷区神宮前 5-7-20 観光庁長官登録旅行業第 1747 号)  
○ (株) JTB 沖縄 (沖縄県那覇市旭町 112-1 観光庁長官登録旅行業第 1492 号)  
○ (株) JTB クローバルマーケティング＆トラベル (東京都品川区東品川 2-3-14 観光庁長官登録旅行業第 1723 号)  
○ (株) JTB ビジネスインベーターズ (東京都港区港南 1-6-31 観光庁長官登録旅行業第 1776 号)  
○ (株) JTB ビジネストラベルリューションズ (東京都江東区豊洲 5-6-52 観光庁長官登録旅行業第 1571 号)
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前に渡す最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

## 3 - 1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社又は受託販売欄に記載された当社の受託営業所（以下「当社ら」といいます。）にて必要事項をお申し出のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の20%以内となります。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。旅行契約は当社が申込金を受領し、契約の締結を承諾したときに成立するものといたします。

旅行代金	申込金（おひり）
出発日の前日から起算してさかのぼって 60 日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって 61 日目以前
50 万円以上	10 万円以上旅行代金まで 10 万円以上旅行代金の 20% 以内
30 万円以上 50 万円未満	5 万円以上旅行代金まで 5 万円以上旅行代金の 20% 以内
15 万円以上 30 万円未満	3 万円以上旅行代金の 20% 以内
10 万円以上 15 万円未満	2 万円以上旅行代金の 20% 以内
10 万円未満	旅行代金の 20% 以上旅行代金まで 旅行代金の 20%

- (2) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなれない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱います。  
②お客様が旅行予約サイトで予約・宿泊でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。  
③お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第25項(3)の定めにより契約が成立します。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したとき、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。また、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約が成立されるとときは、第25項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社が定めるまでに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。契約責任者は、第29項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6) 当社は、契約責任者が構成者に対して常に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3 - 2. ウエイティングの取扱いについての特約

- 当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウエイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。
- (1) お客様がウエイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウエイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- (2) 当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」して保管し、お客様と旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に到着したときに成立するものとします。
- (3) 旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に到着したときに成立するものとします。
- (4) 当社は、ウエイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかつた場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5) 当社は、ウエイティング期間内に当社が旅行契約の締結を承諾する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウエイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間内にあつたときでも当社は取消料をいただけません。

## 4. お申し込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布したり、偽証や威力を用いて当社からの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行なった場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害する方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能な限り合理的な範囲内にこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ただくことがあります。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9) 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(6)(7)(8)はお申出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとさせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (11) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨害するおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。（原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡すよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡すことがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡します。）ただし、お申込みの旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡すことがあります。

## 6. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日に当たる日以降、21日にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第25項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無にして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加代金及び第14項記載の交替手数料をお支払いたくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 7. 旅行代金について

- 「旅行代金」は、第3-1項の①のアの「取消料」、第15項①の②のアの「違約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」になります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金【原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。】を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用できるコース及びホームページ・パンフレット等に明示します。）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（ホームページ・パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- (6) 航空機による手荷物の運搬料金

航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを行っております。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。）

(7) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）

但し、一部の空港・駅・港・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

### 8.1 添乗員同行コースの同行費用

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されても原則として払い戻しはいたしません。

### 8.2 燃油サーチャージ込みの燃油サーチャージ

該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徵収および返金はいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- (2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分。
- (3) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4) 渡航手続関係費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
- (5) ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徵収し、減額になったときはその分を返金します。（前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます。）
- (7) 旅行日程に明示した国・都市において、現地で直接徴収される宿泊等の税金・諸税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用（新設されたものを含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
- (8) 日本国内の空港施設使用料等
- (9) 日本国における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (10) 旅行日程中の国際観光旅客税、空港税等（ただし、国際観光旅客税、空港税等を含むことを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
- (11) 特別な配慮・処置に要した費用
- (12) インターネットを通じたサービス提供による通信料

## 10. 追加代金と割引代金

- (1) 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

- ① ① 1人部屋を使用される場合の追加代金。
- ② ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- ③ 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- ④ ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- ⑤ ホームページ・パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更による運賃差額。
- ⑥ 国内線特別代金プラン
- ⑦ その他ホームページ・パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。

- (2) 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
- ① ホームページ・パンフレット等で当社が「トリルック割引」と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金。
- ② その他ホームページ・パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

## 11. 旅券・査証について

- (1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書は、お客様ご自身で行なっていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができないものとの責任を負いません。
- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

## 12. 旅行契約内容の変更

- (1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止めを得出しないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においても得られないときは、変更後に改めて説明いたします。
- (2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等に特に記載ある場合を除き、IT運賃（包括旅行用運賃）を適用しているため、当社が予約・発券済み航空便の全区間を利用することができます。

## 13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1) 利用する運送機関の料金・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更

けます。また本項(1)の①により、旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

Ⅰ. 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しならざることは、所定の取消料が必要になります。

お客様の都合による発出日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を收受します。

② 当社の解除権

ア. お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えないと認められたとき。

d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f. お客様の人数がホームページ・パンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼっ 33 日目にあたる日より前に、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼっ 23 日目にあたる日より前に、旅行中止のご通知をいたします。

g. スキー目的による旅行における降雪量の不足のうえ、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

i. 上記 h の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出されたとき。（但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項(1)の①のエに掲げます。）

j. 上記 h の一例として、新規に就航する航空会社および新規に就航する路線を利用する場合、ならびにチャーター便を利用する場合において、航空会社による関係国政府の許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたとき。

ウ. 当社は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後の解除

① お客様の解除・払い戻し

ア. お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰する事由によりホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

ウ. 本項(2)の①のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当社が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

② 当社の解除・払い戻し

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えないと認められるとき。

b. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとさ。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

e. 上記 d の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

③ 解除の効果及び払い戻し

本項(2)の②のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払へべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

ウ. 本項(2)の②のア、d、e により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ. 当社が本項(2)の②のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 16. 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は、「第 13 項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前 15 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該

(2) 本項(1)の規定は、第 20 項（当社の責任）又は第 22 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を使用することを妨げるものではありません。

## 17. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

(1) 旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な処置を講じること。

(2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。

また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

18. 当社の指示

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努め、お客様に対し次に掲げる業務を行っていただきます。

## 19. 添乗員

(1) 添乗員の同行の有無はホームページ・パンフレット等に明示いたします。

(2) 添乗員の同行は、添乗員が同行する旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。

(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

(4) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとなります。また勤務基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。

(5) 本項(1)の規定に開港かららず、当社の関与し得ない事由による日程変更が生じ、かつ旅程管理上やむを得ない場合においては、一部添乗員が同行しない区間が発生することがございます。

## 20. 当社の責任

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を行なった者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(2) お客様が次に示すような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ② 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④ 官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤ 自由行動中の事故 ⑥ 食中毒 ⑦ 盗難 ⑧ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかる損害発生日の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があつた場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行はべき賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合は除外）といたします。

(4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

(5) 手配代行者は、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等）の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

## 21. 特別補償

(1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外からの事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（2500 万円）・後遺障害補償金（2500 万円以上未満）・入院見舞金（4 万円～40 万円）及び通院見舞金（2 万円～10 万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物 1 個又は 1 対あたり 10 万円を上限、1 項募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限）とします。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は支払うべき損害補償金の額を減額することができます。

(2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日について、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失・運転・運転疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登攀はん（ピザル、アイゼン、ザイリ、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュック、ボスル、スカイダイビング、ハンググライダーダッジ、超軽量運動力機（モーターハンググライダーダッジ、マイクロライタ機、ワルトライト機等）搭乗、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当社は、現金・有価証券、クリジットカード・クーポン券、航空券・バス券・料金証書・貯金証書・貯金証券（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 22. オブショナルツアーアップ情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を收受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オブショナルツアーアップ」といいます。）の第 21 項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オブショナルツアーアップは、ホームページ・パンフレット等で「企画者：当社」と明示します。

(2) オブショナルツアーアップの運行事業者は当社以外の現地法人である旨をホームページ・パンフレット等で明示した場合には、当社は当該オブショナルツアーアップ参加中にお客様に発生した第 21 項（特別補償）で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います（但し、当該オブショナルツアーアップの利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット等又は確定書面にて記載した場合を除きます。）。また、当該オブショナルツアーアップの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法に準ります。

(3) 当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等で記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第 21 項の特別補償規程は適用します（但し、当該オブショナルツアーアップの利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット等に確定書面にて記載した場合を除ます。）が、それ以外の責任を負いません。

## 23. 旅行保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（たびに次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 20 項(1)の規定に基づく責任が発生するが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

ア. 旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変、イ. 戰乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令、オ. 欠航、エ. 不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にかかる運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

② 第 15 項の規定に基づき旅行契約が解除了ときの該当解除された部分に係る変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

③ ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

④ 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15% を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

⑤ 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額 = 1 件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0%	2.0%
⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景觀その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち最も頻度の高い変更	2.5%	5.0%

注 1 : ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 2 : ⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用します。⑨の料率を適用します。

注 3 : 1 件とは

受託販売